

尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）公募型プロポーザル実施要領

本要領は、尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する本事業について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が、事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 委託業務名等

(1) 業務名

令和2年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）

(2) 業務内容

別添「令和2年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4 見積限度額

2,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 民間教育事業者、一般社団法人及び特定非営利活動法人については、法人格を有すること（ただし、社会教育団体を除く。）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (6) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (7) 事業目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施に必要なノウハウや実施体制が確立できること。
- (8) 過去に尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）の委託契約解除を受けていないこと。

6 選定日程

内容	日時
公募開始（市ホームページ掲載）	令和2年 3月27日（金）
質問受付期間	4月10日（金）午後5時15分まで（必着）
参加表明書提出期限	4月15日（水）午後5時15分まで（必着）
質問回答期日	4月17日（金）
企画提案書受付期間	4月24日（金）午後5時15分まで（必着） ※ 土・日は受付しません。
プレゼンテーション・ヒアリング審査	5月7日（木）から5月8日（金）のうち本市が指定する概ね30分間
選考結果通知	5月中旬

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 質問の受付等

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の提出方法
質問事項を質問書（様式2）に記入の上、下記電子メールアドレスまで送信すること。
- (2) 提出期限
令和2年4月10日（金）午後5時15分まで（必着）
※ 提出期限以降に提出された質問及び規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。
- (3) 提出先
尾張旭市教育委員会教育行政課庶務係
電子メールアドレス kyoiku@city.owariasahi.lg.jp
- (4) 質問に対する回答
市が全ての質問について質問者を無記名にして取りまとめ、参加者全員に対して令和2年4月17日（金）までに電子メールにより回答する。
ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）

- (2) 質問書（様式2）
- (3) 企画提案書表紙（様式3）
- (4) 見積書（様式4）

9 参加表明

参加者は、参加表明書を次のとおり提出すること

- (1) 提出書類
参加表明書（様式1）：1部
- (2) 提出先
尾張旭市教育委員会教育行政課庶務係
- (3) 提出方法
持参又は郵送
- (4) 提出期限
令和2年4月15日（水）午後5時15分まで（必着）

10 企画提案

参加者は、企画提案書等を次のとおり提出すること

(1) 提出書類

No.	名称	様式	提出部数
1	企画提案書表紙	様式3	原本1部、写し5部
2	学習支援事業（地域未来塾）実施申請書	第1号様式	
3	学習支援事業（地域未来塾）実施計画書	第2号様式	
4	学習支援事業（地域未来塾）実施施設の平面図	任意様式、事業実施箇所等を明示できるもの	
5	学習支援事業（地域未来塾）の案内（案）	任意様式	
6	団体の登記事項証明書（社会教育団体を除く。発行日から3か月以内のもの）	—	
7	学習支援事業（地域未来塾）学習支援員名簿	任意様式	
8	法人の事業概要がわかる資料	任意様式	原本証明したもの1部、写し5部
9	法人の定款及び規約等	—	
10	直近の財務書類	—	原本1部、写し5部
11	国及び地方税納税証明書（直近の年度分）	—	
12	見積書	様式4	

(2) 提出先

尾張旭市教育委員会教育行政課庶務係

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期限

令和2年4月24日（金）午後5時15分まで

(5) 提出に関する留意事項

ア 学習支援事業（地域未来塾）実施施設の平面図（様式任意）、学習支援事業（地域未来塾）の案内（様式任意）、学習支援事業（地域未来塾）学習支援員名簿（様式）

- ・ 図、絵、写真等の使用は可とし、平面図については方角及び寸法を記載すること。
- ・ 様式規格は、A4縦1ページとする。
- ・ 文字サイズは11ポイント以上にすること。

イ 法人の事業概要がわかる資料（任意様式）

- ・ 図、絵、写真等の使用は可とする。
- ・ 様式規格は、A4縦両面10ページまでとする。
- ・ 文字サイズは11ポイント以上にすること。

ウ 見積書（様式4）

- ・ 見積金額については、仕様書及び計画書に記載された全ての用務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。
- ・ 見積書の記載にあたっては、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定。以下「要領」という。）に規定する地域学校協働活動の実施・運営経費を基本とし、経費ごとに具体的に記載し、積算内訳等についても必ず記載することただし、経費の性質上、積算内訳等の記載が困難な場合は、この限りではない。

11 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日時

令和2年5月7日（木）から8日（金）までのうち、本市が指定した日時

※ 実施時刻、実施場所については、参加表明を締め切った後、個別に通知します。

(2) 時間配分

各参加者概ね30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

※ 上記時間には、参加者の入れ替え時間、準備時間は含まない。

(3) 実施方法

ア 当日は、提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションすること。

※ パワーポイント等の使用は不可

イ 説明者は3人以内（本業務を担当する者を必ず含むこと）とする。

12 企画提案書の審査

(1) 審査方法

評定審査員がプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を経て、最も優れた提

案を行ったと認められる事業者を選定する。

なお、配点は審査基準表のとおりとする。

(2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けられないものとする。

13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と本事業の契約締結協議を行い、協議が整った場合には、尾張旭市契約規則等に従い、契約を締結する。

14 辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を事前に電話連絡の上、担当窓口に提出すること。なお、辞退したことをもって、市はいかなる不利益な取扱いをしない。

15 その他留意事項

(1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出書類の作成等に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しないものとする。

(4) 市は、提出された参加表明書類について、参加資格の確認以外に使用しない。

(5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。

(6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 提出された書類等の取扱いは、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き公開の対象となる。

(8) 本プロポーザルの公告から契約までの期間中、本事業及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

(9) 企画提案書提出事業者が1者のみとなった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。

16 連絡先

尾張旭市教育委員会教育行政課庶務係（加藤・小笠原）

住所 〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 0561-76-8176（直通）

0561-53-2111（代表）

内線 602

FAX 0561-52-2901

電子メールアドレス kyoiku@city.owariasahi.lg.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）